

名称：社会医療法人財団慈泉会における公的研究費管理・監査規程		初回施行日：2025/9/1
番号：J0-069	文書管理者：医学研究センター特任センター長	最終施行日：2025/9/1
版：第1版	決定者：最高経営責任者	次回更新日：2028/9/1

社会医療法人財団慈泉会における 公的研究費管理・監査規程

決定者：



名称：社会医療法人財団慈泉会における公的研究費管理・監査規程	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-069	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

□ 規程の立案－決定プロセス

決定者	最高経営責任者
承認者	法人経営会議議長
審議（会議）	法人経営会議、医学研究センター会議
検討（委員会）	—
文書管理者	医学研究センター特任センター長
協働作成者	—
文書立案者	医学研究センター主任

□ 分類

第I分類（事業体名）	慈泉会 (J)
第II分類	組織関連 (O)
第III分類	組織管理

□ 制定・改定・更新履歴

年月日	版	内容
2025/9/1	初	制定



名称：社会医療法人財団慈泉会における公的研究費管理・監査規程		初回施行日：2025/9/1
番号：J0-069	文書管理者：医学研究センター特任センター長	最終施行日：2025/9/1
版：第1版	決定者：最高経営責任者	次回更新日：2028/9/1

1. 目的

- 1.1 社会医療法人財団慈泉会（以下本会）に交付される、府省等の公的機関の競争的資金等（以下公的研究費）の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とするため。

2. 適用範囲

- 2.1 本規程の適用範囲を以下とする。

(適用) 事業体	慈泉会
(適用) 部署	上記の全部署
(適用) 職種	上記の全職種

3. 定義

- 3.1 公的研究費：研究者が研究テーマを設定し、申請した結果、資金配分機関から受ける研究に関する公的研究費をいう。
- 3.2 民間研究助成金：公的研究費以外の、研究資金をいう。
- 3.3 不正：研究費を本来の用途以外の目的に使用すること、あるいは虚偽の請求に基づきまたはその他法令等に違反して研究費を支出することをいう。

4. 方針

- 4.1 公的研究費の取扱いは、法令、研究費の配分機関により特段の定めがある場合、または当所で他の定めがある場合の他、この規程の定めるところによる。
- 4.2 最高管理責任者
- 4.2.1 本会全体統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。
- 4.2.2 最高管理責任者は、最高経営責任者（理事長）をもって充てるものとする。
- 4.2.3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4.3 統括管理責任者
- 4.3.1 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本会全体を統括する責任及び権限を有する者として、統括管理責任者を置く。
- 4.3.2 統括管理責任者は、医学研究センター特任センター長をもって充てるものとする。
- 4.3.3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、最高管理責任者が定めた基本方針に基づく不正防止計画を策定・実

名称：社会医療法人財団慈泉会における公的研究費管理・監査規程		初回施行日：2025/9/1
番号：J0-069	文書管理者：医学研究センター特任センター長	最終施行日：2025/9/1
版：第1版	決定者：最高経営責任者	次回更新日：2028/9/1

施する。なお不正防止計画の 策定・周知・実施については第条から第条において定める。

- 4.3.4 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるためのコンプライアンス教育を実施するための体制づくりを行う。
- 4.3.5 前項の教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- 4.3.6 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

4.4 コンプライアンス推進責任者

- 4.4.1 本会の公的研究費の運営・管理について責任及び権限を有する者として、コンプライアンス推進責任者を置く。
- 4.4.2 コンプライアンス推進責任者は、医学研究センター研究支援課主任を充てる。
- 4.4.3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号の業務を行う。
 - 1) 本会における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - 2) 不正防止を図るため、本会における公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を確認するとともに統括管理責任者にその状況を報告する。
 - 3) 本会内において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4.4.4 コンプライアンス推進責任者は、当会における財務経理課の協力を得て、公的研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するように求める。

5. 規則

5.1 情報発信・共有化の推進

- 5.1.1 職員等からの事務処理手続き及びルールに関する相談に対応するため、相談窓口を医学研究センターの研究支援課に置く。
- 5.1.2 研究支援課は、関係部署と連携して相談に誠意をもって対処しなければならない。
- 5.1.3 研究支援課は、全ての研究費の不正への取組みに関する方針等について、慈泉会相澤病院ホームページ等により公表する。

5.2 不正に係わる調査等

名称：社会医療法人財団慈泉会における公的研究費管理・監査規程		初回施行日：2025/9/1
番号：J0-069	文書管理者：医学研究センター特任センター長	最終施行日：2025/9/1
版：第1版	決定者：最高経営責任者	次回更新日：2028/9/1

- 5.2.1 不正に係わる調査に関しては、「社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正行為の防止に関する規程」第7条から第13条に基づき実施し、第15条に規定するところによりこれを公表するものとする。
- 5.2.2 職員が不正行為に関与した場合の懲戒については、当会就業規則第4章による。

5.3 監査

- 5.3.1 研究費の適正な管理のために、当会全体の視点から、内部監査を行う。内部監査を実施する際は財務部経理課の職員、コンプライアンス室職員を構成員とする内部監査チームを設置する。また、必要に応じて最高管理責任者が指名できるものとする。
- 5.3.2 内部監査を行うチームは最高管理責任者の直轄とする。
- 5.3.3 内部監査担当者は結果を最高管理責任者及び法人経営会議へ報告するものとする。
- 5.3.4 通常の内部監査は、少なくとも1年に1回以上、会計書類の形式的要件等のチェックのほか、研究費の運営・管理体制の不備について検証を行う。
- 5.3.5 内部監査チームは不正防止計画推進委員会との連携を強化し不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

5.4 業者の不正等

- 5.4.1 取引業者に対して研究費の適正な運営に関するルール及び、次の各号に定める内容について、慈泉会相澤病院ホームページへの掲載により積極的に周知する。
- 5.4.2 職員の研究費の不正運用に加担・協力した業者については、当会との取引停止等の処分等を厳正に行う。

6. 教育

- 6.1 本書管理者は、公的研究費による研究を行う研究者に対し、研究の実施と本規程の関係について教育を行う。

7. 関連法規・指針・ガイドライン・参考等

- 7.1 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）

8. 関連業務規定

- 8.1 就業規則（J0-012）
- 8.2 社会医療法人財団慈泉会における公的研究費による研究実施規程
- 8.3 社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正行為の防止に関する規程

名称：社会医療法人財団慈泉会における公的研究費管理・監査規程		初回施行日：2025/9/1
番号：J0-069	文書管理者：医学研究センター特任センター長	最終施行日：2025/9/1
版：第1版	決定者：最高経営責任者	次回更新日：2028/9/1

9. 様式・申請書・記録用紙等

なし